

IPハンドリング（分別生産流通管理）の運用の明確化について（報告）

厚生労働省基準審査課
農林水産省表示・規格課

1 IPハンドリングの現在の運用

食品表示に関する共通Q & A (第3集：遺伝子組換え食品に関する表示について)において、当該国の公的機関等により当該農産物について当該遺伝子組換え農産物の商業栽培が行われていないことを確認している場合等には、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入の可能性が生ずる段階以降においてIPハンドリングが必要となることとしている。つまり、遺伝子組換え農産物を商業栽培していない国に対しては、IPハンドリングを必要としていない。

他方、一旦商業栽培が行われたものの、商業栽培を止めた場合について、IPハンドリングに関する運用方法が明確になっていない。

2 遺伝子組換え農産物の商業栽培を止めた際のIPハンドリングの考え方について

このため、一旦遺伝子組換え農産物の商業栽培を行ったが、当該農産物の商業栽培を止めた際のIPハンドリングについては、当該国の公的機関により当該農産物について当該遺伝子組換え農産物の商業栽培が行われていないことが確認されている場合に当該遺伝子組換え農産物を商業栽培していない国と同様の扱いとできる（IPハンドリングを必要としない）ことと整理したい。

なお、当該遺伝子組換え農産物の商業栽培が行われていないことの確認にあたり、具体的には、開発企業が種子の供給を止めており、市場に出回る可能性がないこと、種子の供給が停止されてから一定期間が経過し、一般圃場に残存しない合理的な理由（気候条件、モニタリング結果等）等が確認されている必要がある。

また、IPハンドリングについては、遺伝子組換え農産物の商業栽培の実態がないのであれば、当該遺伝子組換え農産物の非商業栽培国として取扱うことが合理的と考えられ、非商業栽培国にIPハンドリングを必要とすることは、事業者の経済的な負担や貿易障壁ともなりかねないものである。

今後、こうした事案が想定されることから、一旦遺伝子組換え農産物の商業栽培を行った後、商業栽培が行われなくなったことが当該国の公的機関により確認されていることを輸入業者が確認した場合については、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入の可能性が生ずる段階、具体的には、日本の港に入った段階以降において、IPハンドリングが必要となるよう関係するQ & Aで措置することとしたい。

3 ケーススタディ

我が国においては、2001年から遺伝子組換え食品の表示制度を導入したところであるが、近年、遺伝子組換えばれいしょの商業栽培は世界的に行われていない（国際アグリバイオ事業団の情報による）。米国においては、過去に遺伝子組換えばれいしょの商業栽培を行っていたが、今般、米国側より2 に関する必要なデータを含む文書が提出された。これを精査した結果、2 の案件を満たすと判断されたことから、米国から輸入されているばれいしょについては、IPハンドリングを必要としないこととする。

なお、当然のことながら、今後、米国内において遺伝子組換えばれいしょが再度商業栽培されるようになれば、再び一連のIPハンドリングが必要となる。

遺伝子組換え食品の表示

遺伝子組換え農産物及びこれを原料とした加工食品には、「食品衛生法（食品衛生法施行規則（以下「施行規則」）第21条）及び「JAS法（遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7上第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（以下「基準」）により、以下のような表示が義務づけられています。

（遺伝子組換え食品の表示方法）

(1) 従来のもとの組成、栄養価等が著しく異なるもの^{注1)}

高オレイン酸大豆及びこれを原材料とする大豆油等



義務表示

「大豆（高オレイン酸遺伝子組換え）」等

(2) 従来のもとの組成、栄養価等が同等のもの

農産物及び加工後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたタンパク質が残存する加工食品（豆腐、スナック菓子等32食品群）

ア 分別生産流通管理^{注2)}が行われた遺伝子組換え農産物、及びこれを原材料とする加工食品



義務表示

「遺伝子組換えのものを分別」

「遺伝子組換え」等

イ 遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が不分別の農産物、及びこれを原材料とする加工食品



義務表示

「遺伝子組換え不分別」等

ウ 分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物、及びこれを原材料とする加工食品



任意表示

「遺伝子組換えでないものを分別」

「遺伝子組換えでない」等

加工後に組み換えられたDNA及びこれによって生じたタンパク質が残存しない加工食品（食用油、醤油等）



任意表示

注1) (1)は消費者の選択に資するための表示であり、JAS法（「基準」）のみにより定められている。

注2) 遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を、農場から食品製造業者まで生産、流通及び加工の各段階で相互に混入が起らないよう管理し、そのことが書類等により証明されていることをいう。

分別生産流通管理が適切に実施されている場合には、5%以下の意図せざる混入はやむを得ないものとして認められている。

表示の対象となる食品

(1) 農産物(7作目)

大豆(枝豆及び大豆もやしを含む。)、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜

(2) 加工食品(32食品群)

加工食品群	対象農産物
1 豆腐・油揚げ類	大豆
2 凍豆腐、おから及びゆば	大豆
3 納豆	大豆
4 豆乳類	大豆
5 みそ	大豆
6 大豆煮豆	大豆
7 大豆缶詰及び大豆瓶詰	大豆
8 きな粉	大豆
9 大豆いり豆	大豆
10 1から9までを主な原材料とするもの	大豆
11 大豆(調理用)を主な原材料とするもの	大豆
12 大豆粉を主な原材料とするもの	大豆
13 大豆たん白を主な原材料とするもの	大豆
14 枝豆を主な原材料とするもの	枝豆
15 大豆もやしを主な原材料とするもの	大豆もやし
16 コーンスナック菓子	とうもろこし
17 コーンスターチ	とうもろこし
18 ポップコーン	とうもろこし
19 冷凍とうもろこし	とうもろこし
20 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰め	とうもろこし
21 コーンフラワーを主な原材料とするもの	とうもろこし
22 コーングリッツを主な原材料とするもの(コーンフレークを除く)	とうもろこし
23 とうもろこし(調理用)を主な原材料とするもの	とうもろこし
24 16から20までを主な原材料とするもの	とうもろこし
25 冷凍ばれいしょ	ばれいしょ
26 乾燥ばれいしょ	ばれいしょ
27 ばれいしょでん粉	ばれいしょ
28 ポテトスナック菓子	ばれいしょ
29 25から28までを主な原材料とするもの	ばれいしょ
30 ばれいしょ(調理用)を主な原材料とするもの	ばれいしょ
31 アルファルファを主な原材料とするもの	アルファルファ
32 てん菜(調理用)を主な原材料とするもの	てん菜

注1) 表中10~15、21~24、29~32は食品群を表しており、これに該当する加工食品は相当数になる。

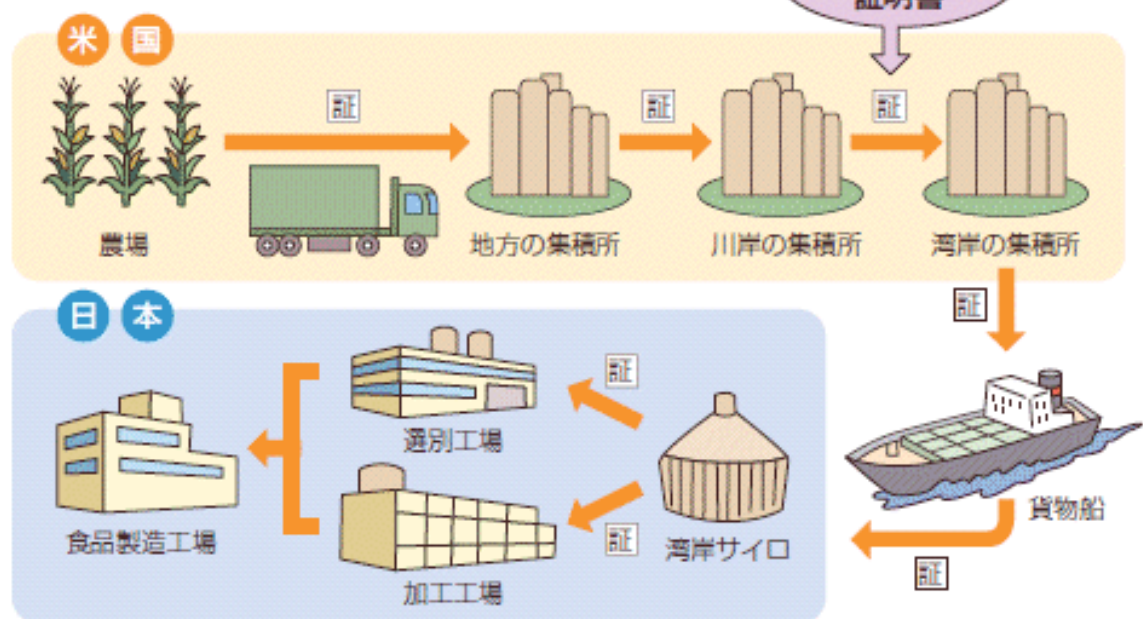
注2) 主な原材料とは、加工食品の全原材料のうち、重量が上位3位までのもので、かつ原材料に占める重量割合が5%以上のものをいう。

注3) 組み換えられたDNA及びこれによって生じたタンパク質が、ひろく認められた最新の技術によっても検出できない加工食品については、表示の対象外としている。具体的には、醤油、大豆油、コーンフレーク、コーン油、異性化液糖などが該当する。

IPハンドリングについて

IPハンドリング(分別生産流通管理)とは？

IP (Identity Preserved) ハンドリングとは、遺伝子組換え農作物と非遺伝子組換え農作物を生産・流通及び加工の各段階で混入が起らないよう管理し、そのことが書類などにより証明されていることをいいます。



大豆加工食品ってどのようなもの？

豆腐、油揚げ、凍り豆腐、おから、ゆば、納豆、豆乳類、みそ、きなこ、など



とうもろこし加工食品ってどのようなもの？

コーンスナック菓子、コーンスターチ、ポップコーン、冷凍とうもろこし、など

じゃがいも加工食品ってどのようなもの？

冷凍ポテト、乾燥ポテト、じゃがいも澱粉、ポテトスナック菓子、など

食品表示に関する共通Q & A (第3集：遺伝子組換え食品に関する表示について)(抜粋)

(問 - 2)

国産大豆、とうもろこし及びばれいしょ
北米産以外的大豆、とうもろこし、ばれいしょ等
コンテナや袋詰めで輸送される大豆、とうもろこし及びばれいしょ加工品
菜種、綿実、アルファルファ及びてん菜についても、分別生産流通管理が
必要なのですか。また、どのような分別生産流通管理をすればよいのですか。

(答)

(について)

1 現在のところ、我が国において商業栽培が行われている遺伝子組換え農産物はあり
ません。したがって、国産農産物である場合には、輸入農産物の混入の可能性が生じ
ない限り、現時点では、分別生産流通管理は必要ありませんが、輸入農産物との混入
の可能性が生じる段階、具体的には国産品と輸入品の両方を取り扱っている問屋等以
降の段階においては「流通マニュアル」(問 - 1 参照)又はこれに準じた方法によ
り管理及び確認をして下さい。

(について)

2 北米産以外的大豆、とうもろこし及び北米産以外のばれいしょを原材料とするばれ
いしょ加工品などについては、当該国から輸入しようとする当該農産物(又は当該加
工食品の原材料としての農産物)について当該遺伝子組換え農産物の商業栽培が行わ
れている場合(下記「(参考)」を参照下さい。)には、分別生産流通管理の「流通マ
ニュアル」又はこれに準じた方法による生産段階からの管理及び確認が必要です。

当該国の公的機関等により当該農産物について当該遺伝子組換え農産物の商業栽培
が行われていないことを確認している場合、若しくは当該国の輸出者が当該国におい
て当該遺伝子組換え農産物の商業栽培が行われていないことを確認している場合に
は、その農産物の原産国を確認するとともに、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入
の可能性が生ずる段階、具体的には、日本の港に入った段階以降においては、「流通
マニュアル」又はこれに準じた方法による管理及び確認が必要となります。

(参考)

ISAAA(International Service for the Acquisition of Agri-biotech Applications)
の資料によれば、2005年時点で遺伝子組換え農産物を商業栽培しているのは下記の21か
国とされています。

- 米国(大豆、とうもろこし、菜種、綿実)
- アルゼンチン(大豆、とうもろこし、綿実)
- ブラジル(大豆)
- カナダ(大豆、とうもろこし、菜種)

中国（綿実）
パラグアイ（大豆）
インド（綿実）
南アフリカ（大豆、とうもろこし、綿実）
ウルグアイ（大豆、とうもろこし）
オーストラリア（綿実）
メキシコ（大豆、綿実）
ルーマニア（大豆）
フィリピン（とうもろこし）
スペイン（とうもろこし）
コロンビア（綿実）
イラン
ホンジュラス（とうもろこし）
ポルトガル（とうもろこし）
ドイツ（とうもろこし）
フランス（とうもろこし）
チェコ共和国（とうもろこし）

注：（ ）内は、我が国での遺伝子組換え表示に関する対象農産物のうち、ISAAAの資料によって、当該国で商業栽培があるとされているもの。

（ ）について）

3 コンテナや袋詰めで輸送される大豆、とうもろこし、及びばれいしょ加工品については、当該農産物又は加工食品がコンテナや袋詰めされる以前の生産、流通の段階と、コンテナや袋詰め時の密封状態が解かれた以降の流通、加工の段階において、「流通マニュアル」又はこれに準じた方法により管理及び確認をすることが必要です。コンテナや袋詰めされている間は、他の農産物（又は他の農産物を原材料とする他の加工食品）と混ざることはありませんので、その積み卸し等があったとしても、その間の特段の管理及び確認の必要はありません。

（ ）について）

4 大豆、とうもろこし及びばれいしょ以外の対象農産物（菜種、綿実、アルファルファ及びてん菜）について、「遺伝子組換えでないものを分別」等の表示をする場合には、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入の可能性がある生産、流通及び加工の各段階で大豆やとうもろこしについての「流通マニュアル」に準じた方法による管理及び確認をして下さい。